

・医薬品販売許可証の情報

許可区分:店舗販売業

許可番号:第 211200 号

有効期間:令和 3 年 12 月 9 日から令和 9 年 12 月 8 日まで

名称:株式会社エフケイ

店舗の名称:ドラッグエース富士見諏訪店

店舗の所在地:埼玉県富士見市羽沢 3-27-2

届出先:朝霞保健所

店舗の外観・売り場



医薬品販売に従事する専門家の情報

ドラッグエース富士見諏訪店

店舗の管理者

登録販売者：遠藤 保高

担当業務：保管・陳列・販売・相談・発送

店舗の管理者以外で店舗に勤務する専門家

登録販売者：田幡 直己（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：野田 明花（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：奥山 翼（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：石坂 貴之（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：村岡 順一（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：梅津 雅之（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：清水 優香里（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：小林 智也（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：井原 健太（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：鴻埜 小春（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：山田 一八（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：吉田 威一郎（保管・陳列・販売・相談・発送）

登録販売者：斉藤 弘明（保管・陳列・販売・相談・発送）

ドラッグエース富士見諏訪店

1月		登録販売者	登録販売者	登録販売者	登録販売者
		遠藤 保高	田幡 直己	奥山 翼	野田 明花
1月1日	水				
1月2日	木			出勤	出勤
1月3日	金		出勤	出勤	
1月4日	土	出勤	出勤	出勤	
1月5日	日		出勤		出勤
1月6日	月	出勤		出勤	出勤
1月7日	火	出勤	出勤		出勤
1月8日	水			出勤	出勤
1月9日	木	出勤	出勤	出勤	
1月10日	金	出勤	出勤		出勤
1月11日	土	出勤		出勤	出勤
1月12日	日		出勤	出勤	出勤
1月13日	月	出勤		出勤	
1月14日	火	出勤	出勤		
1月15日	水		出勤	出勤	出勤
1月16日	木			出勤	出勤
1月17日	金	出勤	出勤		
1月18日	土		出勤	出勤	出勤
1月19日	日	出勤	出勤		出勤
1月20日	月	出勤		出勤	
1月21日	火	出勤	出勤	出勤	出勤
1月22日	水		出勤		出勤
1月23日	木		出勤	出勤	出勤
1月24日	金	出勤		出勤	
1月25日	土	出勤	出勤		出勤
1月26日	日		出勤	出勤	出勤
1月27日	月	出勤		出勤	
1月28日	火		出勤		出勤
1月29日	水		出勤	出勤	出勤
1月30日	木	出勤	出勤	出勤	出勤
1月31日	金		出勤	出勤	出勤

※記載した登録販売者の出勤予定は体調不良等で予告なく変更される可能性があります。

取扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分

実店舗では、指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品を販売。

当サイトでは、指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品を販売。

【登録販売者】登録販売者はブルーのユニフォームを着用

名札：氏名、及び「登録販売者」と記載

【登録販売者（研修中）】着衣：ブルーのユニフォーム

名札：氏名、及び「医薬品登録販売者【研修中】」と記載

【一般従事者】着衣：緑色のエプロン 名札：氏名を記載

※最短使用期限について当社が通信販売を行う医薬品は最低でも使用期限が90日以上のもthingになります。

医薬品販売店舗の営業時間

当サイトでの注文受付時間：10時から21時

実店舗の営業時間：9時から22時

当サイトで医薬品販売時間：10時から21時

専門家が相談応需を受ける時間および連絡先の情報

・通常時

電話番号 049-251-3780

相談応需時間 9時から22時

・緊急時

電話番号 049-251-3780

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

要指導医薬品とは一般用医薬品としてリスクが確立していない医薬品や毒性もしくは劇性が強い医薬品など

第一類医薬品とは一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全上特に注意を要する成分を含むもの。（例）H2ブロッカー含有医薬品、一部の毛髪用医薬品など

第二類医薬品とはまれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの。

（例）主な風邪薬、解熱鎮痛薬、解熱鎮痛剤など

第三類医薬品とは日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むもの。（例）ビタミンB、C含有保健薬、整腸剤など

要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の表示および情報提供に関する解説表記する要指導医薬品、一般用医薬品のリスク区分ごとに、「要指導医薬品」、「第1類医薬品」、「第2類医薬品」、「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品については、指定第2類医薬品または第(2)類医薬品と表示します。一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。

なお、当サイト上では医薬品のカテゴリーごとに、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の順に別々に表示し、かつ、商品ごとに下記のリスク表示をしています。

指定第2類医薬品は [指定第2類医薬品]

第2類医薬品は [第2類医薬品]

第3類医薬品は [第3類医薬品]

※要指導医薬品は法律により通信販売は認められていません。

要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、各々情報提供の義務・努力義務があり、対応する専門家が下記の表のように決まっています。

医薬品のリスク分類 質問がなくても行う情報提供 相談があつた場合の応答 対応する専門家

要指導医薬品 (対応者：薬剤師)

質問がなくても行う情報提供：義務 (対面で書面を用いる)

相談があつた場合の応答：義務

第1類医薬品 (対応者：薬剤師)

質問がなくても行う情報提供：義務 (対面で書面を用いる)

相談があつた場合の応答：義務

第2類医薬品 (対応者：薬剤師又は登録販売者)

質問がなくても行う情報提供：努力義務

相談があつた場合の応答：義務

第3類医薬品 (対応者：薬剤師又は登録販売者)

質問がなくても行う情報提供：努力義務

相談があつた場合の応答：義務

一般用医薬品の陳列に関する解説

リスク区分された医薬品は、リスク別に異なった陳列がされます。専門家が不在の場合は医薬品売場を閉鎖します。(閉鎖時の販売はできません)

リスク別陳列同じ薬効(例えば、胃腸薬や目薬など)内でも、リスクが混在しないようにリスクごとに集めた陳列を行います。

#### 第2類医薬品、第3類医薬品の陳列

許可を受けた医薬品売場に陳列します。

#### 指定第2類医薬品の陳列

専門家が在席する情報提供カウンターより7m以内に陳列します。

一般用医薬品の販売サイト上の表示に関する解説商品名へのリスク分類の表示をします。

指定第2類医薬品の表示などに関する解説および禁忌の確認、専門家へ相談を促す解説指定第2類医薬品は、使用上の注意(禁忌やしてはいけないこと)の確認、薬剤師または登録販売者に相談するようご購入前に注意喚起を促し情報提供の機会を高めます。

#### 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

##### 【健康被害救済制度】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は医薬品、生物由来製品による健康被害の救済に取り組んでいます。

##### 【救済制度相談窓口】

電話：0120-149-931(フリーダイヤル 相談受付 9:00~17:00)

電子メール：kyufu@pmda.go.jp

##### 【医薬品副作用被害救済制度】

くすりの副作用による健康被害には、医薬品副作用救済制度が適用されます。

これは、医薬品(病院・診療所で投薬されたものの他、薬局で購入したものも含まれます。)を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

医薬品は、人の健康の保持増進に欠かせないものですが、有効性と安全性のバランスの上に成り立っているという特殊性から、使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。このため、医薬品(病院・診療所で投薬されたものの他、薬局で購入したものも含まれます。)を適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた場合に、医療費等の給付を行い、これにより被害者の救済を図ろうというのが、この医薬品副作用被害救済制度です。この医療費等の給付に必要な費用は、許可医薬品製造販売業者から納付される拠出金が原資となっています。

要指導医薬品及び一般用医薬品販売制度の運用についての苦情相談窓口朝霞保健所  
電話:048-461-0468

個人情報の適正な取扱を確保するための措置

販売にあたりお客様の同意を得た上で個人情報を取得します。

取得した個人情報は関連する法令および社内の規定・運用により安全に管理します。

その他、必要な事項

登録販売者が不在時には医薬品売場を閉鎖します。登録販売者不在時の医薬品販売はできません。

医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めて下さい。

医薬品の中に入っている「添付文書」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見られるようにして下さい。